**介護保険「住宅改修」を希望される皆様へ**

住宅改修は、事前に申請して審査を受け、工事終了後に認められた

場合に支給されます

介護保険で住宅改修を行うには、介護保険で認定されていることが前提となります。介護保険で利用できる費用の上限は、認定区分にかかわらず２０万円で、利用者の負担はその１～３割となっています。

住宅改修の支給については、必ず事前に長野原町役場に申請して審査を受けます。工事にかかった費用はいったん利用者が負担し、必要な書類をそろえて町役場へ提出すると、その工事内容が介護保険の給付対象であると認められた場合に、保険給付（２０万円を限度額として、費用の７～９割）が利用者に支給されます。

〈申請に必要な書類〉

〇住宅改修費支給申請書

〇工事費見積書

〇改修前後の状態がわかるもの

写真(日付入り)と簡単な図を用いたもの。（図面の提出が望ましい）

〇住宅改修が必要な理由書

ケアマネージャー等に作成を依頼します。

〇住宅の所有者の承諾書

利用者と住宅の所有者が異なる場合必要。

手続きの流れ

要支援１・２、要介護１～５の認定

　　　　　　　　　　↓

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）に相談

↓

施工業者の選択・見積もり依頼

※複数の業者に見積書を依頼

↓

役場へ事前に申請

※役場職員による現地確認

↓

〈提出に必要な書類〉

〇住宅改修に要した費用の領収書(原本)

〇工事費内訳書

対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの。

〇改修前と改修後の状態の写真

（日付入り）

工 事 の 実 施

　　　　　　　　　　↓

工事費用の支払い（全額）

　　　　　　　　　　↓

役場へ領収書等を提出

↓

住宅改修費の決定・支給

〇問い合わせ先　長野原町役場　町民生活課　　　電話　82-2246

　　　　　　　　　長野原町地域包括支援センター　電話　82-2422